

個人住民税の特別徴収について

平成 26 年度から三重県内の全市町において、地方税法第 41 条、第 321 条の 4 及び第 328 条の 5 第 1 項の規定により、特別徴収義務者の指定を徹底しています。

パート・アルバイト等に関わらず、所得税を源泉徴収しなければならない従業員の方は、すべて特別徴収となります。(退職者等一部例外を除く)

1 特別徴収の対象になる人

令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日までの間に給与の支払を受けた方で、かつ令和 8 年 4 月 1 日現在において、特別徴収義務者から給与の支払を受けている方が対象となります。

2 特別徴収の対象外となる場合について

退職者及び給与から個人住民税を控除出来ない月が発生した場合など、特別徴収から普通徴収に切り替える必要が生じた場合は、異動届により報告をお願いします。

なお、「事務員が不足している」、「事務が煩雑になる」などの理由により、普通徴収にすることはできません。

3 納入期限にご注意ください

税額決定通知書が届いた事業者につきましては、個人住民税の特別徴収義務者となり、納入期限を過ぎますと、督促状が送付されます。督促状が届いても納入がない場合は、事業者に対して滞納処分を行う場合がありますので、ご注意ください。

※事務手続きについて、不明な点がございましたら、従業員が居住する市町村の個人住民税担当課までご連絡ください。

個人住民税特別徴収 Q&A

Q 1 特別徴収のメリットは？

A 1 従業員（納税義務者）の方にとって、金融機関等に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納になる心配がありません。

また、特別徴収では、納期が年 12 回となり、普通徴収に比べて 1 回あたりの納税額が少なくなります。

Q 2 事業所として手間が増えるし、どうしても特別徴収しなければいけないの？

A 2 事務量の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。指定された特別徴収義務者が、納入すべき個人住民税を納入しない場合には、罰則規定も設けられていますので、地方税法の趣旨に沿った適切な特別徴収義務を果たしていただきますようお願いいたします。